

# 技術賞の推薦ガイドライン

平成 22 年 6 月 25 日 制定  
平成 23 年 3 月 3 日 改定  
送電線建設技術研究会  
技術委員会

## 1. 技術賞の対象となる技術範囲

- 送電線の建設・撤去・改修工事に関する施工方法の改良もしくは開発技術
- 上記施工方法を構成するために不可欠な機械工具・システム・安全対策等の改良もしくは開発

## 2. 推薦に際して対象範囲外として取り扱うことが望ましい事例

- 当該支部にあっては新規性の高い技術であっても、全国規模では極めて汎用的に使用されている技術
- 送電線の建設・撤去・改修工事に関する施工方法には該当せず、製品開発を目的とした技術  
また、施工方法に関するものであっても、製品開発が主な内容となる技術
- 技術開発から相当数の年月が経過して新規性が薄れ、関係者の大多数が汎用技術として認知している技術

参考：送電線建設技術研究会 表彰規程抜粋

(表彰の申請基準)

第 4 条 表彰の申請対象者は、会員在籍者（協力会社を含む）とし、表彰の申請基準は次のとおりとする

- 1 技術賞は、工法、機械、工具、システム等の開発又は改良により工事の効率化、品質の向上、作業の安全及び環境の改善に等に貢献した者